

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
 大阪オフィス tel 06-6345-3777
 神戸オフィス tel 078-371-5120

キャリアアップ助成金 対象労働者整理表

コース名	内容	対象労働者						正規雇用労働者
		有期契約労働者等						
		有期契約労働者			無期雇用労働者※1			
		派遣労働者		派遣労働者		派遣労働者		
		派遣元で実施	派遣先で実施		派遣元で実施	派遣先で実施		
正規雇用等 転換	正規雇用転換	○	○	○ 直接雇用※2	○	○	○ 直接雇用※2	×
	無期雇用転換	○	○	○ 直接雇用※2	×	×	×	×
多様な 正社員	多様な正社員への 転換	○	○	○ 直接雇用※2	○ ※3	○ ※3	○ 直接雇用※2 ※3	△ ※4
人材育成	一般職業訓練	○	○	×	○	○	×	×
	有期実習型訓練	○	○ ※5	○ ※5	○	○ ※5	○ ※5	×
	中長期的キャリア形成 訓練	○	○	×	○	○	×	×
	育児休業中訓練	○	○	×	○	○	×	×
	処遇改善	○	○	×	○	○	×	×
健康管理	雇入時健康診断、 定期健康診断	○ ※6	○ ※6	×	○ ※6	○ ※6	×	×
	人間ドック、 生活習慣病予防検診	○	○	×	○	○	×	×
	パート労働時間延長	○ ※7	○ ※7	×	○ ※7	○ ※7	×	×

- ※1 期間の定めのない労働契約を締結する労働者のうち、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員以外のものをいいます。
- ※2 派遣先は、対象となる派遣労働者についてのキャリアアップ計画を作成する必要があります。
- ※3 「正規雇用等転換コース」の無期雇用転換の適用を受けた者は除きます。
- ※4 短時間正社員への転換のみ対象となります。ただし、「正規雇用等転換コース」の正規雇用転換の適用を受けた者の短時間正社員への転換は除きます。
- ※5 派遣元事業主と派遣先事業主が共同して職業訓練実施計画を作成し、紹介予定派遣による派遣労働者に実施する場合に限りします。
- ※6 いずれも労働安全衛生規則で義務のかかっていない者に限りします。
- ※7 週所定労働時間が25時間未満の者に限りします。

資料出所 厚生労働省 キャリアアップ助成金パンフレット(平成27年4月10日版)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/